

年 月 日

高崎市長 様

高崎市地方就職支援金支給申請書

高崎市地方就職支援金支給要綱の規定に基づき、地方就職支援金の支給を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する方に○を付けてください）

以下の「高崎市地方支援金の支給の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する      B. 誓約しない
<p style="text-align: center;">高崎市地方就職支援金の支給の申請に関する誓約事項</p> <p>1 高崎市地方就職支援金事業に係る報告及び立入調査について、高崎市から求められた場合は、速やかに応じます。</p> <p>2 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、高崎市地方就職支援金支給要綱の規定に基づき、当該各号の区分に応じ、当該支援金の全額又は半額を返還します。</p> <p>(1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかになった場合</p> <p>イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合</p> <p>ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）</p> <p>エ 地方就職支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年以内に辞した場合（ただし、退職日から3箇月以内に要件を満たす県内の別企業に就職する場合を除く。）</p> <p>オ 本市への転入日から3年未満に本市から転出した場合</p> <p>(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合</p> <p>3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。</p>	
以下の「高崎市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する      B. 同意しない
<p style="text-align: center;">高崎市地方就職学生支援金事業に係る個人情報の取扱い</p> <p>市は、高崎市地方就職学生支援金の事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する地方就職学生支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。</p>	
申請日から5年以上継続して、高崎市に居住する意思について	A. 意思がある      B. 意思がない

※ B. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。